

## 【運営規程】

### 1. 事業の目的及び運営の方針

- (1) 目的 利用者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現するために、利用者や家族、地域住民、福祉・保険・医療と連携のもと、切れ目なく在宅支援を行い「誰もが地域でその人らしく普通に暮らせる」地域社会の実現に寄与することを目的として、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という）を提供する。
- (2) 運営方針 利用者が居宅において、又は当施設への通い、若しくは短期期間の宿泊と家庭的な環境並びに地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、又利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることが出来る支援を行う。

### 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	人員数	職務
①管理者	1人	常勤兼務（介護職員）
②介護支援専門員	1人以上	常勤兼務（介護職）
③介護従業者	6人以上	内1名以上は看護職員

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
1年 365日	1日 24時間	通い 10:00～16:30 宿泊 16:30～10:00 訪問 24時間

### 4. 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

登録定員	通い定員	宿泊定員
29名	15名	9名

### 5. 指定小規模多機能型居宅介護等の利用料その他の費用の額

- (1) 小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- (2) 前1号の他、次に掲げる費用を徴収する。
- ① 宿泊費 1泊 2,500円
  - ② 食費 朝食 440円  
昼食 600円（おやつ含む）  
夕食 660円

- ③ おむつ代 実費
- ④ その他日常生活に必要なもの

## 6. 短期利用居宅介護

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- (2) 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- (3) 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

## 7. 通常の事業の実施地域

大分市滝尾・明野・城東圏域とする。

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

利用者が小規模多機能型居宅介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 利用者が事業所の設備等を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- (2) 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること
- (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- (4) 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

## 9. 緊急時における対応方法

従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

## 10. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。
- (2) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

## 11. 苦情処理に関する事項

- (1) 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- (2) 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

## 12. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 13. その他運営に関する重要事項

- (1) 事故発生時の対応  
「事故発生時対応マニュアル」を定め職員に周知徹底する。
- (2) 衛生管理について
  - ①食中毒防止・感染症対策・健康管理についてマニュアルを定め職員に周知徹底する。
  - ②食中毒・感染症の発生を防止する処置として、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つ。
- (3) 地域との連携  
事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。  
運営推進会議は、おおむね2か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- (4) 個人情報の保護について  
従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- (5) 研修  
事業所は、指定通所介護等に当たる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症介護、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記

録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- ① 採用時研修 採用後 6 か月以内
- ② 虐待防止に関する研修 年 1 回
- ③ 権利擁護に関する研修 年 1 回
- ④ 認知症介護に関する研修 年 1 回
- ⑤ 介護予防に関する研修 年 1 回

#### 附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

< 別紙① サービスの利用料金 >

令和 7 年 4 月 1 日 現在

1. 基本報酬 (1 カ月あたり 定額)

	介護保険単位	利用者負担額 (介護保険負担割合別)		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	3,450	3,450 円	6,900 円	10,350 円
要支援 2	6,972	6,972 円	13,944 円	20,916 円
要介護 1	10,458	10,458 円	20,916 円	31,374 円
要介護 2	15,370	15,370 円	30,740 円	46,110 円
要介護 3	22,359	22,359 円	44,718 円	67,077 円
要介護 4	24,677	24,677 円	49,354 円	74,031 円
要介護 5	27,209	27,209 円	54,418 円	81,627 円

2. 短期利用 (1 日あたり 定額)

	介護保険単位	利用者負担額 (介護保険負担割合別)		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	424	424 円	848 円	1,272 円
要支援 2	531	531 円	1,062 円	1,593 円
要介護 1	572	572 円	1,144 円	1,716 円
要介護 2	640	640 円	1,280 円	1,920 円
要介護 3	709	709 円	1,418 円	2,127 円
要介護 4	777	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 5	843	843 円	1,686 円	2,529 円

3. 加算 (介護保険対象)

	単位	内容
初期加算	30 単位/日 (登録日から 30 日まで)	新規登録もしくは 30 日以上入院後の再利用の場合
看護職員配置加算	( I ) 900 単位/月 ( II ) 700 単位/月 ( III ) 480 単位/月	( I ) 常勤専従の看護師を 1 人以上配置 ( II ) 常勤専従の准看護師を 1 人以上配置 ( III ) 看護職員を常勤換算で 1 人以上配置
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の ( I ) 10.2% ( II ) 7.4% ( III ) 4.1%	所定単位数は、基本報酬に各種加算減算を加えた総単位数
総合マネジメント体制強化加算	( I ) 1,200 単位/月	

※それぞれ単位数に 10 をかけた金額の 1 割～3 割が利用者負担となります。

上記のほか、利用者の状態等によって適用となる加算があります。（認知症加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算、看取り連携体制加算、口腔・栄養スクリーニング加算など）

また、事業所の体制強化により適用となる加算があります。（サービス提供体制強化加算、訪問体制強化加算など）

4. 介護保険給付対象外の費用（全額利用者負担となります。）

食費	朝食 <u>440円</u> 昼食 <u>600円</u> 夕食 <u>660円</u>	<u>申し出なくキャンセルとなった場合、取消料をいただくことがあります。</u>
宿泊費	1泊 <u>2,500円</u>	水道光熱費を含む
その他	・紙オムツ（リハビリパンツ、尿取りパッドも含む） ・個人的に希望して行うクラブ活動、外出レクリエーションなどの材料費及び参加費用 ・利用者が選定する特別な食事の提供	実費 実費 実費